

消費税法施行令等の一部を改正する政令要綱

一 消費税法施行令の一部改正（第1条関係）

- 1 漁港水面施設運営権を調整対象固定資産の範囲に加える等の見直しを行うこととする。（消費税法施行令第5条、第6条関係）
- 2 特定新規設立法人の納税義務の免除の特例について、判定対象者の基準期間相当期間における総収入金額の計算方法を定めることとする。（消費税法施行令第25条の4関係）
- 3 金地金等の仕入れ等を行った場合の納税義務の免除の特例について、次のとおり細目を定めることとする。（消費税法施行令第25条の5、第25条の6関係）
 - (1) 金地金等の仕入れ等を行った場合の納税義務の免除の特例の対象となる場合は、その課税期間中の金地金等の仕入れ等に係る課税仕入れに係る支払対価の額の110分の100に相当する金額及び保税地域から引き取った金地金等の仕入れ等に係る課税貨物の課税標準である金額の合計額が200万円以上である場合とする。
 - (2) 金地金等の仕入れ等が特例申告書の提出に係る課税貨物の保税地域からの引取りである場合等における適用について、所要の措置を講ずる。
- 4 法人課税信託の固有事業者の基準期間における課税売上高等の特例及び法人課税信託の受託者に関する特例について、所要の措置を講ずることとする。（消費税法施行令第27条、第28条関係）
- 5 特定プラットフォーム事業者が合併等を行った場合の取扱い等について、次のとおり定めることとする。（消費税法施行令第29条関係）
 - (1) 特定プラットフォーム事業者のデジタルプラットフォームに係る事業を合併若しくは分割により承継した合併法人若しくは分割承継法人又は当該事業を譲り受けた事業者（特定プラットフォーム事業者を除く。以下「合併法人等」という。）は、その合併若しくは分割又は譲受けがあった日に特定プラットフォーム事業者としての指定を受けたものとみなす。
 - (2) 合併法人等は、その合併若しくは分割又は譲受けの日後遅滞なく、一定の事項を記載した届出書をその納税地を所轄する税務署長を経由して国税庁長官に提出しなければならない。
 - (3) 特定プラットフォーム事業者に係るデジタルプラットフォームの名称等の公表は、インターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法により行う。

(4) その他所要の措置を講ずる。

6 特例輸入者による特例申告の納期限の延長において担保の提供を求める場合の手續を定めることとする。(消費税法施行令第67条の2関係)

7 電磁的記録に記録された事項に関する重加算税の特例の対象となる電磁的記録の範囲について、所要の措置を講ずることとする。(消費税法施行令第71条の2関係)

8 その他所要の規定の整備を行うこととする。

二 消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成30年政令第135号）の一部改正（第2条関係）

適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る消費税額の計算に関する経過措置について、所要の規定の整備を行うこととする。(消費税法施行令等の一部を改正する政令附則第22条、第23条関係)

三 施行期日

この政令は、別段の定めがあるものを除き、令和6年4月1日から施行することとする。(附則第1項関係)